労働相談Ｑ＆Ａで解決！

## 健康保険

**Q　病気で休職していますが、休職中の収入はどのように補填されますか。**

Ａ　病気やけがのために仕事を休み、事業主から十分な報酬が得られない場合、健康保険法等に基づき、傷病手当金が支給される場合があります。

### 解説はこちら

○　公的医療保険の被保険者が、業務上や通勤災害によらない病気やけがのため休業することとなり、事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金が支給される場合があります。

※以下、全国健康保険協会を例に説明します。

○　傷病手当金は、病気やけがの療養のため仕事を休んだ日から連続して３日間待期した後、４日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。この３日間の待期には、有給休暇、土日、祝日等の公休日も含まれます。また、就労時間中に業務外の事由で発生した病気やけがにより仕事に就くことが困難となった場合には、その日を待期の初日として起算されます。

○　また、休業期間中に給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

○　支給期間は、支給開始日から通算して１年６か月に達する日までとなっています。支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して１年６か月を超えても、繰り越して支給されます。

○　支給額は、支給開始日以前の継続した１２か月間の各月の標準報酬月額を平均した額を３０日で除した額の３分の２です。

例えば、標準報酬月額の１２か月平均が３０万円の場合、傷病手当金の支給日額は６，６６７円となります。支給期間中は、土日・祝日も支給対象となりますので、暦日で数えた日数分支給されます。

### どうすれば？

○　申請は、支給申請書に必要事項、事業主の証明及び医療担当者（医師）の意見を記入のうえ、保険者に提出して行います。

○　詳しい手続きについては、事業主が加入している健康保険組合又は全国健康保険協会山梨支部にお問い合わせください。

○　業務上や通勤途中の病気やけがは、労災保険の対象となる場合がありますので労働基準監督署に相談してください。

## お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階

電　話　　055（223）1827

相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/

◎　全国健康保険協会　山梨支部

電　話　　055（220）7752

○　山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署（管轄区域：都留及び鰍沢労働基準監督署管轄以外の地域）

電　話　　055（224）5619【労災】

都留労働基準監督署（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電　話　　0554（43）2195

鰍沢労働基準監督署（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電　話　　0556（22）3181